

社会福祉法人 愛光園行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、つぎのように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 29 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までの 3 年間

目標 1

以下の要件に係る時間に対し、有給の特別休暇を 1 年間に 2 日付与する。
30 分単位での時間取得を可能とする。

- ①中学校入学までの子を養育する従業員が、子の突発的な病気で休む場合
- ②学校行事・子供達が参加する地域行事（通学路パトロールなど）に参加する場合

目標 2

有給休暇取得 0 日をなくし、取得率を上げる。
各部署で年間休暇計画表を作成し、年初に年間 3 日間休暇予定を決定する。

目標 3

男性の育児休業者取得者が 1 名以上